

議案第219号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「港湾局」を「大阪府市港湾局」に改める。

第2条中港湾局の項を次のように改める。

大阪府市港湾局

(1) 港湾及び海岸に関する事項

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪府と共同して港湾及び海岸に関する事務を行うため、港湾局を廃止し、大阪府市港湾局を内部組織として新設するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市事務分掌条例（抄）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。

省 略

港 湾 局
大阪府市港湾局

第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。

省 略

港 湾 局
大阪府市港湾局

(1) 港湾及び海岸に関する事項